

# 岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る基本要綱

農 林 水 産 部 長 通 知

制 定 平成30年3月13日付け農産第1187号  
一部改正 平成31年2月12日付け農産第1091号

## 第1 目的及び基本方針

- 1 この要綱は、土地利用型農業における基幹的な作物である稲、麦類（「大麦、裸麦、小麦」をいう。以下同じ。）及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進し、生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とする。
- 2 優良な種子の生産及び普及については、専門的な知識及び技術と周到な管理を要するものであることから、品種の優良性の判別方法、優良な種子の適正かつ円滑な生産流通の方法等について、種子の生産及び普及に係る全ての者に周知するとともに、県及び関係団体等が一体となって取り組むこととする。

## 第2 奨励品種等の決定

### 1 奨励品種等

知事は、県内に普及すべき稲、麦類及び大豆の優良な品種として奨励品種及び地域適応優良品種（以下「奨励品種等」という。）を決定する。

### 2 奨励品種等の決定基準

知事は、作付けが見込まれる地域における気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、実需者等のニーズや需要見通し等を十分考慮し、農産課長が別に定める決定基準により奨励品種等を決定又は廃止する。

### 3 奨励品種の決定方法

知事は、奨励品種を決定するために必要な調査（以下「奨励品種決定調査」という。）を行う。

また、決定にあたっては、栽培及び流通に係る知見を有する者によって構成される審査会（以下「審査会」という。）を開催し、以下の事項について意見聴取する。

- (1) 奨励品種の決定基準に関する事項
- (2) 奨励品種決定調査に供試される品種に関する事項
- (3) 奨励品種決定調査の方法に関する事項
- (4) 奨励品種の決定及び廃止に関する事項
- (5) その他奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項

### 4 地域適応優良品種の決定方法

3の奨励品種の決定方法に準じた方法により決定する。

## 5 奨励品種決定調査

### (1) 奨励品種決定調査の種類

#### ア 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。

#### イ 現地調査

県内の自然的経済的条件を勘案して区分した地域（以下「奨励品種適応地域」という。）ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにする。

### (2) 調査の方法等

奨励品種決定調査の担当機関及び方法は、農産課長が別に定めるところによる。

## 第3 稲、麦類及び大豆種子計画の策定等

### 1 種子計画の策定

知事は、稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給のため、第6の1の岡山県穀物改良協会（以下「改良協会」という。）と協議の上、第6の3の協議内容等を参照して、期日までに以下の事項を内容とする稲、麦類及び大豆種子計画を定め、改良協会その他の稲、麦類及び大豆の種子の供給に係る関係者に遅滞なくその内容を周知する。

#### (1) 稲、麦類及び大豆の種子の需給の見通しに関する事項

#### (2) 稲、麦類及び大豆の原種ほ場及び原原種ほ場（以下「原種ほ場等」という。）における原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産に関する事項

#### (3) 稲、麦類及び大豆の採種ほ場（以下「採種ほ場」という。）における一般種子（以下「一般種子」という。）の生産に関する事項

#### (4) その他稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給に関する事項

### 2 期日

#### (1) 稲、大豆 毎年1月末日

#### (2) 麦類 毎年7月末日

## 第4 原種等の供給

### 1 原種等の生産

原種等の生産は、知事が自ら又は委託により行うこととする。また、生産を委託する場合については、知事は、委託先における原種ほ等に係る情報を収集した後、委託契約を締結する。

## 2 対象品種

知事はその供給に係る取組を行う原種等は、奨励品種等とする。ただし、審査会における意見を踏まえ、知事が特に必要と認めた品種については、この限りでない。

## 3 品質の確保

(1) 知事は、自ら原種等の生産を行う場合は、生産物の品質を確保するため、原種ほ場等及びその生産物について、別に運用で定める留意事項を踏まえるとともに、審査の基準及び方法を、別に要領で定める一般種子に係るほ場審査及び生産物審査の基準及び方法に準じて規定し、審査を行うものとする。

(2) 知事は、委託により原種等の生産を行う場合は、(1)の留意事項を踏まえるとともに、審査の手続き等について規定し、(1)に準じた審査を行うものとする。

## 4 ほ場の設置

原種ほ場等を設置するに当たっては、ほ場の立地条件、施設、担当職員等について農産課長が別に定める留意事項に即して行うものとする。

## 5 他の都道府県や民間事業者との連携による原種等の調達

他の都道府県又は民間事業者からの購入等により調達する原種等は、その生産状況等を確実に把握できるもので、農産課長が別に定める留意事項を満たしたものに限る。

# 第5 一般種子の生産

## 1 対象品種

知事はその供給に係る取組を行う一般種子は、奨励品種等とする。ただし、審査会における意見を踏まえ、知事が特に必要と認めた品種については、この限りでない。

## 2 採種ほ場の所在地等の報告

第3の1に規定する種子計画に基づいて一般種子を生産する者(以下「種子生産者」という。)は、知事に対し、採種ほ場に係る所在地等を報告する。また、知事は、報告を取りまとめ、一般種子の生産に係る関係機関へ情報提供する。

## 3 品質の確保

(1) 種子生産者は、その経営する採種ほ場についてはほ場審査を受けることができる。

(2) 種子生産者は、(6)の規定により通知されたほ場審査結果に係る採種ほ場において生産された稲、麦類及び大豆の種子について、生産物審査を受けることができる。

(3) ほ場審査及び生産物審査(以下本条において「審査」という。)は、種子生産者の請求によって行う。

(4) 知事は、種子生産者から(3)の請求があったときは、当該職員に、審査をさせなければならない。

(5) (4)の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

(6) 知事は、ほ場審査及び生産物審査の結果について、当該請求者に対し、ほ場審査結果又は生産物審査結果を通知する。

#### 4 優良な種子の生産及び普及のための助言及び指導

知事は、種子生産者又は種子生産者に一般種子の生産を委託した者に対し、稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及のために必要な助言及び指導を行う。

### 第6 稲、麦類及び大豆の種子の安定供給を図るための組織

#### 1 組織

知事は、県段階における稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うため、関係団体等と共に改良協会を組織する。

#### 2 構成

改良協会は、以下の者をもって構成する。

(1) 種子生産者又はその組織する団体

(2) 種子生産委託者（(1)の者に種子の生産を委託した者をいう。）又はその組織する団体

(3) 稲、麦類及び大豆の種子の取扱いを業とする者又はその組織する団体

(4) 稲、麦類及び大豆の種子を購入する農業者又はその組織する団体

(5) その他稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給に係る者

#### 3 協議事項

改良協会は、以下の事項について協議を行い、その結果を知事に報告する。

(1) 年間の種類別及び品種別の稲、麦類及び大豆の種子の需給の見通しに関する事項

(2) 稲、麦類及び大豆の種子の生産流通に関する事項

(3) 稲、麦類及び大豆の種子の備蓄に関する事項

(4) その他稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給に関する事項

#### 4 業務

改良協会は、3の協議のほか、以下の業務を行う。

(1) 稲、麦類及び大豆の種子の生産流通量の実績等につき構成員から情報を収集することにより、その需給の見通しを作成すること及び当該見通しに基づき知事に対して要望及び意見の表明を行うこと。

(2) 優良な稲、麦類及び大豆の種子の生産流通の促進のため構成員を指導すること。

(3) 稲、麦類及び大豆の種子の価格等について構成員等から報告を求め、種子加算料等に関する比較資料及び算定要素に関する技術的な指標を構成員に提供すること。

- (4) 民間事業者や他の都道府県が行う稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関する情報を収集し、構成員等に提供すること。
- (5) 稲、麦類及び大豆の種子の販売に関する虚偽又は誇大な表示、広告等を排除し、農業者の正しい選択を容易にするための取組を推進すること。
- (6) 優良な稲、麦類及び大豆の種子の需要を増進するための広告・宣伝を行うこと。
- (7) 種子の残量処理又は事故処理のための基金の設置・運営を行うこと。

## 5 その他

- (1) 改良協会の組織体制の編成については、優良な稲、麦類及び大豆の種子の安定的な供給に関し、構成員の意見が十分反映されるように配慮すること。
- (2) 知事は、種子生産者に対する具体的な助言に当たって、優良な稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及における改良協会の役割の重要性に鑑み、改良協会の機能を十分に活用すること。

## 第7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は農産課長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱制定前の奨励品種等の扱いについては、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

### 附 則（平成31年2月12日付け農産第1091号）

この要綱は、平成31年2月12日から施行する。